

廃 第 2 1 1 5 号

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

一般社団法人
千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 (1) 被処分者

所在地 千葉県印旛郡栄町安食 2 4 8 1 番地 2 6
氏 名 株式会社 佳栄工業
代表者 代表取締役 藤崎 美江

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 8 0 9 1 8 号
許可年月日 平成 2 7 年 4 月 1 4 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 平成 3 1 年 3 月 1 8 日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社佳栄工業 (以下「佳栄工業」という。) は、大木工業株式会社から四街道市美しが丘の解体工事において発生した木くず、がれき類等の産業廃棄物の収集運搬業務を委託されたところ、平成 3 0 年 2 月 1 日に、山武市松尾町山室 1 2 0 4 番地 3 5 (以下、「本件現場」という。) に当該廃棄物をトラックで運び入れたうえ投棄し、その後、飛散・流出等の防止措置をすることなく野ざらしの状態で堆積させた。

なお、本件現場は、以前より、佳栄工業により産業廃棄物が敷均された事実のある場所であった。

この行為は、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない、と規定する法第 1 6 条違反である。

上記事実は、投棄禁止について定めた法第 1 6 条に違反するとともに、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 千葉県八千代市萱田 1 1 5 9 番地 5
氏 名 有限会社 花島建材
代表者 代表取締役 花島 寿一

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200042946号
許可年月日 平成29年7月18日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成31年3月18日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社花島建材は、遅くとも5年前 から、産業廃棄物処分業の許可を有していないにもかかわらず、少なくとも3者以上から 延べ16回以上にわたり産業廃棄物であるコンクリートがら等を受入れ、処分代金を徴収し、破砕していた。

これは産業廃棄物の処分を業として行うことに当たる。

また、同社は法第14条第6項但し書の「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者」（施行規則第10条の3）に当たらない。

したがって、有限会社花島建材は、「産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。以下、略。」と規定する法第14条第6項の規定に違反する。

上記事実は、無許可営業について定めた法第14条第6項に違反するとともに、法第14条の3の2第1項第5号に該当した。

3 (1) 被処分者

所在地 千葉県柏市新柏三丁目16番地13
氏名 株式会社 成商建設
代表者 代表取締役 成嶋 渉

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200175881号
許可年月日 平成26年1月27日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成31年3月18日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社成商建設の代表取締役である成嶋渉は、法の規定（16条の2 焼却禁止）に違反し、松戸簡易裁判所において、平成29年8月21日に罰金30万円の刑の言渡しを受け、同年9月12日に刑が確定し、同日に刑の執行が終了した。

この事実により、同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789